

○電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（無線局の免許及び再免許並びに予備免許）

（無線局の免許及び再免許並びに予備免許）

第3条

第3条

法第6条第1項又は第2項の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事設計書を受理したときは、法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、予備免許若しくは免許又は再免許を与える。ただし、電気通信業務用無線局（地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）又は基幹放送をする無線局に割り当てることができる周波数が不足する場合には、それぞれ、根本基準第9条又は放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する無線局の申請者に予備免許又は再免許を与える。この場合において、一方の申請者が再免許の申請を行った者であるときは、他方の申請者は、当該再免許に係る無線局の免許の有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間に申請を行った者に限り、電気通信業務用無線局については根本基準第9条の規定に基づき優先する無線局を審査する際に、基幹放送をする無線局については放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する基幹放送をする無線局を審査する際に、それぞれ再免許に係る電気通信業務又は基幹放送業務の継続の確保に配慮する。また、地上一般放送局の申請で、既に他の地上一般放送局に割り当てられている周波数を、当該地上一般放送局の免許の有効期間後に使用することを希望するものにあつては、当該地上一般放送局の免許の有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間に行われたものに限り審査の対象とする。

法第6条第1項又は第2項の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事設計書を受理したときは、法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、予備免許若しくは免許又は再免許を与える。ただし、電気通信業務用無線局（地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）又は基幹放送をする無線局に割り当てることができる周波数が不足する場合には、それぞれ、根本基準第9条又は放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する無線局の申請者に予備免許又は再免許を与える。この場合において、一方の申請者が再免許の申請を行った者であるときは、他方の申請者は、当該再免許に係る無線局の免許の有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間に申請を行った者に限り、電気通信業務用無線局については根本基準第9条の規定に基づき優先する無線局を審査する際に、基幹放送をする無線局については放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する基幹放送をする無線局を審査する際に、それぞれ再免許に係る電気通信業務又は基幹放送業務の継続の確保に配慮する。また、地上一般放送局の申請者で、既に他の地上一般放送局に割り当てられている周波数を、当該地上一般放送局の免許の有効期間後に使用することを希望する者にあつては、当該地上一般放送局の免許の有効期間満了前1か月以上2か月を超えない期間に申請を行った者に限る。

別紙2（第5条関係） 無線局の目的別審査基準

第1～第4 （略）

第5 放送関係

8 エリア放送を行う地上一般放送局

エリア放送を行う地上一般放送局の審査は、第2章の基準によるほか、次により行う。

- (1) エリア放送を行う地上一般放送局の業務区域は、必要最小限のものであること。
- (2) エリア放送を行う地上一般放送局の業務区域を示す図は、送信空中線の高さ、指向特性及び実効輻射電力（指向性空中線を使用する場合にあっては、最大実効輻射電力）からみて適正に記載されているものであること。なお、計算値により記載されている場合には、放送区域等を計算による電界強度に基づいて定める場合における当該電界強度の算出の方法（昭和35年郵政省告示第640号）によるものであること。
- (3) エリア放送を行う地上一般放送局の業務区域は、当該地上一般放送局の一の送信設備からの電波の電界強度が $55\text{dB}\mu\text{V}/\text{m}$ 以上の範囲とする。
- (4) エリア放送を行う地上一般放送局の空中線及び空中線電力は、必要と認められる業務区域に適した特性を有するものであり、空中線電力及び実効輻射電力の値は、占有周波数帯幅が 5.7MHz のものについては 10mW 以下、占有周波数帯幅が 468kHz のものについては $(10/13)\text{mW}$ 以下の範囲でできる限り低出力であること。

別紙2（第5条関係） 無線局の目的別審査基準

第1～第4 （同左）

第5 放送関係

8 エリア放送を行う地上一般放送局

エリア放送を行う地上一般放送局の審査は、第2章の基準によるほか、次により行う。

- (1) （同左）
- (2) エリア放送を行う地上一般放送局の業務区域を示す図は、送信空中線の高さ、指向特性及び実効輻射電力からみて適正に記載されているものであること。なお、計算値により記載されている場合には、放送区域等を計算による電界強度に基づいて定める場合における当該電界強度の算出方法（昭和35年郵政省告示第640号）によるものであること。
- (3) エリア放送を行う地上一般放送局の業務区域は、当該地上一般放送局からの電波の電界強度が $55\text{dB}\mu\text{V}/\text{m}$ 以上の範囲とする。
- (4) エリア放送を行う地上一般放送局の空中線及び空中線電力は、必要と認められる業務区域に適した特性を有するものであり、できる限り空中線電力を低出力（占有周波数帯幅が 5.7MHz のものについては、空中線電力及び実効輻射電力の値が 10mW 以下、占有周波数帯幅が 468kHz のものは $(10/13)\text{mW}$ 以下）にすること。なお、業務区域の構築に当たって必要な場合は、複数の空中線等を設置することにより、業務区域を構築すること。
- (5) エリア放送を行う地上一般放送局の空中線の地上高は、空中線電力、必要な業務区域等との関連において、できる限り低いもので

(5) 地上一般放送の業務は、できる限り一の送信設備を用いて行うこと。業務を予定する区域をカバーするために必要な場合にあつては、複数の空中線を設置することで行うこと。

(6) (5)による対応で業務を予定する区域をカバーすることができない場合は、複数の送信設備を設置することで行うこと。

(7) (6)による対応で業務を予定する区域をカバーすることができない場合であつて、特別な状況にある場合（注）は、(4)に関わらず、空中線電力及び実効輻射電力の値は、占有周波数帯幅が 5.7MHz のものについては 130mW 以下、占有周波数帯幅が 468kHz のものについては 10mW 以下の範囲でできる限り低出力であること。

（注）「特別な状況にある場合」とは、①電源の安定的な確保が望める場所が他にない、又は②公衆が送信設備に容易に触れることができないような設置場所が他にない等の理由から、送信設備の設置場所が物理的に制限され、原則を超える実効輻射電力により送信する必要があると認められる場合をいう。

(8) 空中線電力及び実効輻射電力の審査は、(1)から(7)までに掲げる基準により行うこととし、実効輻射電力の値は、空中線電力に空中線利得、給電線損失等を乗除して3桁まで計算し、3桁目を四捨五入して2桁で表示すること。ただし、1桁目の数字が1の場合において、3桁目の数字が2以下のときには切り捨て、8以上の場合には切り上げ、3から7までのときは5とすること。

(9) 地上デジタルテレビジョン放送の受信に対する与干渉の値については、エリア放送を行う地上一般放送局の送信設備から送出される各々の電波の干渉電力と帯域外輻射の電力の集積を見込み、(12)に規定する地上デジタルテレビジョン放送の保護基準を満足する

あること。

(6) 複数のエリア放送を行う地上一般放送局で業務区域を構築することができない特別な状況にある場合は、空中線電力等は(4)に規定する値を超えるものも認められるが、その場合であつても空中線電力等の値は、占有周波数帯幅が 5.7MHz のものについては 130mW 以下、占有周波数帯幅が 468kHz のものについては 10mW 以下であること。

(7) 空中線電力の審査は、(1)から(6)までに掲げる基準により行う。この場合において、実効輻射電力（指向性空中線を使用する場合にあつては、最大実効輻射電力）の値は、空中線電力に空中線利得、給電線損失等を乗除して3桁まで計算し、3桁目を四捨五入して2桁で表示すること。ただし、1桁目の数字が1の場合において、3桁目の数字が2以下のときには切り捨て、8以上の場合には切り上げ、3から7までのときは5とすること。

(8) 同一構内等至近距離に複数の空中線が設置される場合は、十分その必要性が認められるものであること。

(9) 地上デジタルテレビジョン放送の受信に対する与干渉の値については、エリア放送を行う地上一般放送局から送出される各々の電波の干渉電力と帯域外輻射の電力の集積を見込み、(12)に規定する地上デジタルテレビジョン放送の保護基準を満足すること。

こと。

(10) 占有周波数帯幅は、放送の内容からみて合理的かつ必要最小限のものであること。

(11) 地上デジタルテレビジョン放送の受信への干渉の影響を与えないように、設置場所の選定、伝送路符号化方式の設定等の必要な措置を講じること。

(12) 周波数の選定は、次の基準により行う。なお、周波数については、総務省が別途公表する一覧表を参考とする。

ア 地上デジタルテレビジョン放送を行う地上基幹放送局（以下「DTV局」という。）への与干渉

開設又は変更しようとするエリア放送を行う地上一般放送局（以下「申請局」という。）は、DTV局からの電波（以下「DTV波」という。）の電界強度が $51\text{dB}\mu\text{V/m}$ 以上の範囲において、次の保護基準を満足すること。

希望波	妨害波		帯域外干渉	帯域内干渉
DTV波	エリア放送波（占有周波数帯幅が468kHzのもの）	同一ch	—	I/N=-10dB
		上隣接ch	D/U=-17dB	I/N=-22dB
		上隣々接ch	D/U=-17dB	I/N=-22dB
		下隣接ch	D/U=-14dB	I/N=-22dB
		下隣々接ch	D/U=-14dB	I/N=-22dB
	エリア放送波（占有周波数帯幅が5.7MHzのもの）	同一ch	—	I/N=-10dB
		上隣接ch	D/U=-29dB	I/N=-10dB
		上隣々接ch	D/U=-29dB	I/N=-10dB
		下隣接ch	D/U=-26dB	I/N=-10dB
		下隣々接ch	D/U=-26dB	I/N=-10dB

なお、DTV局の上隣接ch及び下隣接chは、申請局に割り当てないこととする。また、帯域内干渉の評価を行うためには、申

(10) 占有周波数帯幅の許容値は、放送の内容からみて合理的かつ必要最小限のものであること。

(11) (同左)

(12) 周波数の選定は、次の基準により行う。なお、周波数については、総務省が別途公表する一覧表を参考とする。

ア 地上デジタルテレビジョン放送を行う地上基幹放送局（以下「DTV局」という。）への与干渉

開設又は変更しようとするエリア放送を行う地上一般放送局（以下「申請局」という。）は、DTV局からの電波の電界強度が $51\text{dB}\mu\text{V/m}$ 以上の範囲において、次の保護基準を満足すること。

希望波	妨害波		帯域外干渉	帯域内干渉
DTV波	エリア放送波（占有周波数帯幅が468kHzのもの）	同一ch	—	I/N=-10dB
		上隣接ch	D/U=-17dB	I/N=-22dB
		上隣々接ch	D/U=-17dB	I/N=-22dB
		下隣接ch	D/U=-14dB	I/N=-22dB
		下隣々接ch	D/U=-14dB	I/N=-22dB
	エリア放送波（占有周波数帯幅が5.7MHzのもの）	同一ch	—	I/N=-10dB
		上隣接ch	D/U=-29dB	I/N=-10dB
		上隣々接ch	D/U=-29dB	I/N=-10dB
		下隣接ch	D/U=-26dB	I/N=-10dB
		下隣々接ch	D/U=-26dB	I/N=-10dB

なお、DTV局の上隣接ch及び下隣接chは、申請局に割り当てないこととする。また、帯域内干渉の評価を行うためには、申

請局からの電波の電界強度が $12\text{dB}\mu\text{V/m}$ 以上の範囲を確認する。

イ 他のエリア放送を行う地上一般放送局への混信妨害

申請局は、申請局及び他のエリア放送を行う地上一般放送局の業務区域内において、次の混信保護基準を満足すること。なお、既存のエリア放送を行う地上一般放送局の免許人との間で協議し、混信防止のための措置及び当該措置に関する両者の同意が確認できる場合にはこの限りでない。

希望波	妨害波		帯域外干渉	帯域内干渉
エリア放送波 (占有周波数帯幅が 468kHz のもの)	エリア放送波 (占有周波数帯幅が 468kHz のもの)	同一 ch	—	D/U=28dB
		上隣接 ch	D/U=-29dB	—
		上隣々接 ch	D/U=-29dB	—
		下隣接 ch	D/U=-26dB	—
		下隣々接 ch	D/U=-26dB	—
	エリア放送波(占有周波数帯幅が 5.7MHz のもの)	同一 ch	—	D/U=17dB
		上隣接 ch	D/U=-40dB	—
		上隣々接 ch	D/U=-40dB	—
		下隣接 ch	D/U=-37dB	—
		下隣々接 ch	D/U=-37dB	—
エリア放送波 (占有周波数帯幅が 5.7MHz)	エリア放送波(占有周波数帯幅が 468kHz のもの)	同一 ch	—	D/U=40dB
		上隣接 ch	D/U=-17dB	—
		上隣々接 ch	D/U=-17dB	—
		下隣接 ch	D/U=-14dB	—
		下隣々接 ch	D/U=-14dB	—

請局からの電波の電界強度が $12\text{dB}\mu\text{V/m}$ 以上の範囲を確認する。

イ 他のエリア放送を行う地上一般放送局への混信妨害

申請局は、申請局及び他のエリア放送を行う地上一般放送局の業務区域内において、次の混信保護比を満足すること。

希望波	妨害波		帯域外干渉	帯域内干渉
エリア放送波 (占有周波数帯幅が 468kHz のもの)	エリア放送波 (占有周波数帯幅が 468kHz のもの)	同一 ch	—	D/U=28dB
		上隣接 ch	D/U=-29dB	—
		上隣々接 ch	D/U=-29dB	—
		下隣接 ch	D/U=-26dB	—
		下隣々接 ch	D/U=-26dB	—
	エリア放送波(占有周波数帯幅が 5.7MHz のもの)	同一 ch	—	D/U=17dB
		上隣接 ch	D/U=-40dB	—
		上隣々接 ch	D/U=-40dB	—
		下隣接 ch	D/U=-37dB	—
		下隣々接 ch	D/U=-37dB	—
エリア放送波 (占有周波数帯幅が 5.7MHz)	エリア放送波(占有周波数帯幅が 468kHz のもの)	同一 ch	—	D/U=40dB
		上隣接 ch	D/U=-17dB	—
		上隣々接 ch	D/U=-17dB	—
		下隣接 ch	D/U=-14dB	—
		下隣々接 ch	D/U=-14dB	—

z のもの)	エリア放送波(占有周波数帯幅が5.7MHzのもの)	ch		
		同一 ch	—	D/U=28dB
		上隣接 ch	D/U=-29dB	—
		上隣々接 ch	D/U=-29dB	—
		下隣接 ch	D/U=-26dB	—
		下隣々接 ch	D/U=-26dB	—

(13) ブースターを設置して地上デジタルテレビジョン放送を受信している場合の受信設備の障害を防止するため、次の離隔距離の範囲内に地上デジタルテレビジョン放送を受信している設備がないことを確認し、必要に応じて改善措置を講ずること。

実効輻射電力を GP(W)とすると、離隔距離 d(m)は以下のとおりとなる。

$$d = 398.2\sqrt{GP}$$

(14) 地理的事項により地上デジタルテレビジョン放送の受信電界強度が弱い状況で受信している等の地域がある場合には、当該地域に配慮し、地上デジタルテレビジョン放送の受信の保護に関する措置を講ずること。

(15) 特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクとの混信防止のための運用調整を行うものであること。

(16) 一の市町村(特別区を含み、地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市にあっては区とする。)の一部の区域(当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せて区域とする。)において、複数の送信設備を設置してエリア放送を行う場合は、原則として同一周波数を使用するものであること。

9 その他 (略)

附則

z のもの)	エリア放送波(占有周波数帯幅が5.7MHzのもの)	ch		
		同一 ch	—	D/U=28dB
		上隣接 ch	D/U=-29dB	—
		上隣々接 ch	D/U=-29dB	—
		下隣接 ch	D/U=-26dB	—
		下隣々接 ch	D/U=-26dB	—

(13) ブースターを設置して地上デジタルテレビジョン放送を受信している場合の受信設備の障害を防止するため、次の離隔距離の範囲内に地上デジタルテレビジョン放送を受信している設備がないことを確認し、必要に応じて改善措置を講ずること。

実効輻射電力を GP(W)とすると、離隔距離 d(m)は以下のとおりとなる。

$$d = 398.2\sqrt{GP}$$

(14) 地理的事項により地上デジタルテレビジョン放送の受信電界強度が弱い状況で受信している等の地域がある場合には、当該地域に配慮し、地上デジタルテレビジョン放送の受信の保護に関する措置を講ずること。

9 その他 (同左)

(施行期日)

1 この訓令は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 25 年 3 月 31 日までの間においては、地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。以下この附則において同じ。）の申請で、既に他の地上一般放送局に割り当てられている周波数を、当該地上一般放送局の免許の有効期間後に使用することを希望するものにあつては、当該地上一般放送局の免許の有効期間満了前 1 か月以上 2 か月を超えない期間において行われたものに限り審査の対象とする。

3 本訓令による改正後の別紙 2 第 5 8 (15) の規定は、平成 25 年 3 月 31 日までに免許を行うものには適用しない。